



長野県報

11月4日(木)
平成16年
(2004年)
第1607号

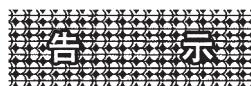
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	2
地方税法に基づく特約業者の指定取り消し（税務課）	2
指定を受けた指定医療機関の業務廃止（厚生課）	3
医療扶助のための医療を担当する機関の指定（厚生課）	3
医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（厚生課）	3
指定を受けた介護機関の指定辞退（厚生課）	4
介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定（厚生課）	4
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医務課）	5
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部改正（保健予防課）	5
特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和57年長野県告示第275号）の一部改正（保健予防課）	5
保安林予定森林（森林保全課）	5
都市計画事業の認可（2件）（都市計画課）	6
基本測量の実施（監理課）	6
公共測量の実施（監理課）	6

公 告

一般競争入札（管財課）	7
争議行為の公表（2件）（労政課）	7
都市計画の図書の写しの縦覧（水環境課生活排水対策室）	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
家畜伝染病発生の報告（2件）（畜産課）	8
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農村整備課）	8
土地改良区役員の住所変更（土地改良課）	8
土地改良区役員の就退任の届出（土地改良課）	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（2件）（農村整備課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（医務課県立病院室）	9
一般競争入札（医務課県立病院室）	10
一般競争入札（4件）（高校教育課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（産業活性化・雇用創出推進局）	14
一般競争入札（産業活性化・雇用創出推進局）	14
正誤（厚生課）	15



長野県告示第600号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

北部スポーツ・レクリエーションパーク建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野市大字三才字竪沢、字両堰、字大原及び字袖上野地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

北部スポーツ・レクリエーションパーク建設事業（以下「本事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場及び運動場に供する施設に関するものである。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本事業の施行により得られる公共の利益

現在、長野市が設置及び管理している野球場、マレットゴルフ場、屋内運動場等の施設（以下「運動場等の施設」という。）は長野市内に140か所あり、年間で延べ約160万人に利用されている。

しかし、運動場等の施設は、犀川及び千曲川河川敷を中心とした長野市南部地域に多く設置されており、長野市北部地域（以下「市北部地域」という。）におけるその整備が遅れている状況にある。

また、青少年を中心に愛好者が増加しているスケートボード、BMX等のアクションスポーツについては、長野市内に専用の練習場がないこともあり、禁止されている道路及び公園での練習が行われ、歩行者及び公園利用者との衝突事故並びに道路及び公園施設の破損といった事態が生じている。

このため、「長野市第三次総合計画後期基本計画」においては、スポーツを軸としたまちづくりを目指し、長野市民（以下「市民」という。）がいつでもスポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツ社会を形成することを基本方針に掲げ、スポーツ・レクリエーション環境の整備及び充実を検討することとしている。

このような状況の中、本事業が施行されれば、運動場等の施設及びアクションスポーツのための専用練習場が整備されることになり、市北部地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の推進及び青少年の健全なスポーツ活動の支援に寄与

するものと考えられる。

なお、平成16年度中に予定している長野市と1町3村との市町村合併に係る「長野地域合併建設設計画」においても、本事業を新市の一体化の促進に有益な事業として位置付けている。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行による影響

本事業に係る起業地は、住宅密集地に近接していないため、夜間照明、イベント時の騒音等による住民生活への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本事業の施行により得られる公共の利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本体事業を早期に施行する必要性

市北部地域における運動場等の施設の整備及び長野市内にないアクションスポーツのための専用練習場の整備については、市民からも強く要望されており、早急な対応が必要である。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲については、運動場等の施設並びに駐車場、園路及び植栽等の整備に必要な面積に限定されており、適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市役所

企画課

長野県告示第601号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 百瀬石油	東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3	平成16年10月28日

税務課

長野県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年11月4日

長野県知事 田中康夫

診療所又は歯科

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
みやもと眼科	須坂市大字小河原字六川道東沖3613番地1	平成16年9月30日
青木歯科医院	中野市大字岩船426	平成16年6月30日
安里医院	千曲市大字内川822番地2	平成16年9月30日

厚 生 課

長野県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年11月4日

長野県知事 田中康夫

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高山村国民健康保険高山診療所	上高井郡高山村大字牧130番地1	平成16年10月1日
医療法人 みやもと眼科	須坂市大字小河原字六川道東沖3613番地1	平成16年10月1日
滝澤内科医院	須坂市臥竜6丁目12番20号	平成16年9月1日
青木歯科医院	中野市大字岩船346-3	平成16年11月1日
中野西薬局	中野市大字吉田1166-2	平成16年11月1日
かさぎ皮ふ科	大町市大字大町3303-13	平成16年10月1日
安里医院	千曲市大字内川822番地2	平成16年10月1日
みまき薬局	東御市島川原80-22	平成16年10月1日

厚 生 課

長野県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成16年11月4日

長野県知事 田中康夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
麻績接骨院	東筑摩郡麻績村麻3710-1	平成16年10月4日

厚 生 課

長野県告示第605号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第51条第1項の規定により、指定を受けた介護機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年11月4日

長野県知事 田中康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業 所 の 名 称	事業所の所在地	辞退年月日
福祉用具貸与	有限会社シルバーケアのぞみ	小諸市与良町3丁目4番17号	シルバーケアのぞみ	小諸市甲字囀3731-2	平成16年9月30日

厚生課

長野県告示第606号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業 所 の 名 称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	特定非営利活動法人しなの生活支援俱楽部むつみえん	上田市中之条344-12	ヘルパーhausむつみえん	上田市中之条344-12	平成16年10月1日
	有限会社ゆりかご	飯山市大字静間2900番地2	訪問介護事業所ゆりかご	飯山市大字静間2900番地2	"
訪問看護	特定非営利活動法人住まいとりハビリ	上田市常磐城3-9-2	大屋リハビリ訪問看護ステーション	上田市大屋213番地	平成16年10月1日
通所介護	佐久浅間農業協同組合	佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間ディサービスセンターしらかば	北佐久郡望月町協和2402-1	平成16年10月1日
	特定非営利活動法人本城	東筑摩郡本城村西条4084番地4	宅幼老所茶の間	東筑摩郡本城村西条4084番地4	"
	特定非営利活動法人介護福祉センター・アイ	南安曇郡三郷村小倉3909-2	ディサービスセンター竹の湯	松本市浅間温泉3丁目11番2号	"
	特定非営利活動法人住まいとりハビリ	上田市常磐城3-9-2	ディサービスセンターリハビリ処大屋	上田市大屋213番地	"
	有限会社関口接骨院福祉サービス	飯田市鼎下山685番地	下山ディサービスセンターゆったりホーム	飯田市鼎下山685番地	"
福祉用具貸与	有限会社安心	下高井郡山ノ内町大字平穏1076番地3	有限会社安心指定福祉用具貸与事業所	下高井郡山ノ内町大字平穏1076番地3	平成16年10月1日
	有限会社山室家具店	飯山市大字飯山2957番地	有限会社山室家具店	飯山市飯山5238-2	"
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	アイリスケアセンター佐久	佐久市岩村田5010番地1	"

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人一陽会	飯田市北方2209番地1	北方ディ居宅介護支援事業所	飯田市北方2209番地1	平成16年10月1日
有限会社関口接骨院福祉サービス	飯田市鼎下山685番地	ゆったりホーム介護支援センター	飯田市鼎下山685番地	"
特定非営利活動法人長生	大町市大町4121番地2	長生居宅介護支援事業所	大町市大町4121番地2	"

厚 生 課

長野県告示第607号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山226番地1	平成19年10月31日

医 務 課

長野県告示第608号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用します。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

第7第1号中「平成6年厚生省告示第237号」若しくは「平成6年厚生省告示第237号」に改め、「平成6年厚生省告示第296号」の後に「若しくは健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示第81号）」を加え、「平成6年厚生省告示第253号」若しくは「平成6年厚生省告示第253号」に、「に基づき算定」を「、老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の算定に関する基準（平成14年厚生労働省告示第82号）若しくは厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成15年厚生労働省告示第75号）に基づき算定」に改める。

保健予防課

長野県告示第609号

特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和57年長野県告示第275号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日以降の医療給付から適用します。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

第3第1項中「当該疾患」の後に「及びこれに付随して発現する傷病」を加え、同第3第4項第1号中「平成6年厚生省告示第237号」若しくは「平成6年厚生省告示第237号」に改め、「平成6年厚生省告示第296号」の後に「若しくは健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示第81号）」を加え、「平成6年厚生省告示第253号」若しくは「平成6年厚生省告示第253号」に、「に基づき算定」を「、老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の算定に関する基準（平成14年厚生労働省告示第82号）若しくは厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成15年厚生労働省告示第75号）に基づき算定」に改める。

保健予防課

長野県告示第610号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

中野市大字新野字上東860、866の2（次の図に示す部分に限る。）、867、868、字畠滝山1120、1122から1130まで、1131の1、1131の2、1132から1138まで、字翠降山1139から1142まで、1143の1、1143の2、1144の1から1144の3まで、1145から1150まで

2(2) 指定の目的

干害の防備

3(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

佐久市大字志賀字本郷中北側3464、木曽郡上松町大字小川2860の13、2860の15、2861の2、2861の3、2862の1、2862の3

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画道路事業 8・7・2号真田公園線

3 事業施行期間

平成16年11月4日から

平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野市松代町松代字伊勢町、字中町、字殿町及び字殿町城跡地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画道路事業 8・7・5号代官町寺町線

3 事業施行期間

平成16年11月4日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野市松代町松代字代官町、字馬場町、字伊勢町及び字新小越町地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第613号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

基本測量（高精度三次元測量 電子基準点付属標取付観測）

2 作業期間

平成16年10月25日から平成16年12月17日まで

3 作業地域

松本市、千曲市、北佐久郡望月町、上伊那郡高遠町、木曽郡木祖村、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、東筑摩郡山形村、上水内郡戸隠村、下水内郡栄村

監理課

長野県告示第614号

長野県上田建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（数値図化レベル2500）

2 作業期間

平成16年9月29日から平成17年3月10日まで

3 作業地域

小県郡丸子町靈泉寺地区
小県郡青木村全域
小県郡武石村全域
小県郡和田村全域

監理課